

シート、テント(タープ)設置、設営に関して

シート、テント(タープ)の設置、設営に関しては下図、下記内容を厳守してください。
守られていない場合は撤去、移動していただくことがあります。



○: 設営・設置可
×: 設営・設置不可

	シート	テント (タープ)
①	×	×
②	○	○
③	○	○
④	○	○
東屋	○	○
上記 以外	×	×

★シート、テント(タープ)の設置・設営可能場所及びスタンドの場所の確保は開場(入場)時刻前には行えません。開場(入場)場所は管理棟前です。開場(入場)時刻前は管理棟前からスロープ方向に密にならぬよう距離を保って並んでください(並べるのは1団体2名以内)。

★テント(タープ)の周囲を横幕等で囲うことは(密閉防止のため)禁止します。

★テント(タープ)は大きさに関係なく、全側面が開放(メッシュ状のネットも含む)できる構造のものとし、全側面を開放した状態で設置、設営すること。

★競技役員にテント(タープ)の設置、設営方法について注意や移動を求められた場合は指示に従うこと。

① スタンド(上図①)

シートによる場所の確保は禁止します。タープ(テント)も設置、設営できません。
紐類(引っ掛かると危険なもの)による場所の確保も禁止します。
スタンドの前にもシートは敷かないようにしてください。

② 西側芝生内(上図②)

シート、タープ(テント)の設置、設営が可能です。

③ 南側ふじ棚の下(上図③)

シート、タープ(テント)の設置、設営が可能です。
(タープ(テント)の紐類も含め、トラック側の芝生にはみ出さないこと)
南側の柵から約1.5mは通路ですので空けておくようにしてください。

④ 南側通路(上図④、舗装面)

シート、タープ(テント)の設置、設営が可能です。
設営できるのは舗装面の上だけです。
(タープ(テント)の紐類も含め、トラック側の芝生にはみ出さないこと)

※ 南側の東屋(2箇所)

シート、タープ(テント)の設置、設営が可能です。

上記内の設置、設営可能場所以外へのシート、タープ(テント)の設置、設営は行えません。

※天候などの関係で、上記内容が変更となる場合があります。その際は競技役員の指示に従ってください。